

規制・制度改革に関する分科会（第2回）終了後記者会見録
（平成22年4月30日（金）16:52～17:24 於）永田町合同庁舎第3共用会議室）

大塚副大臣 それでは、始めさせていただきます。

今日は「規制・制度改革に関する分科会」の2回目の会合が行われました。2回目ではありませんが、この分科会の下にはワーキンググループが置かれていますので、トータルでは20回目の会合ということになります。

詳細については、後でまた質疑応答を、私がさせていただく部分と、個別事項について事務局の方で対応させていただく事項とありますけれども、まずは全体的な総括として、今、お配りしたカパーレーター（「規制・制度改革分科会の『中間段階の検討状況』について」）を読ませていただきます。

「去る3月29日に発足した規制・制度改革分科会（以下、当分科会）は、その後の委員各位、事務局の精力的な活動によって既に20回の諸会合（分科会2回、WG（ワーキンググループ）12回、SG（サブグループ）等6回）を重ね、本日『中間段階の検討状況』を公表する次第となった。

この内容は、あくまで分科会としての『中間段階の検討状況』であり、今後、さらに検討を進めるとともに、担当政務三役が各省庁政務三役との調整も行うこととなる。

1. 分科会としての基本的認識

こうした中で、当分科会としての基本的認識は、以下のような内容で概ねコンセンサスが形成されている。

国民生活や経済活動に影響を与える規制・制度に問題がなく、社会全体が良い方向に向かっている、あるいは活性化された状態が続いているということであれば、特段の改革の必要性はなく、その監視・運営は所管行政当局に任せておくことが合理的な対応と考える。

ところが、現実には必ずしもそういう状況にはなく、社会全体の閉塞感、国民生活に関する不安、経済活動の停滞等が指摘されていることから、規制・制度の実情についての検証と、国民生活の安定と経済成長に資する見直し、改革が必要と考える。

規制や制度は、政策目的に対する政策手段であり、両者（目的と手段）の間には整合性と合理性が担保されていなければならない。

そうした観点から、当分科会では、現在の委員の任期中において検討課題とされた所定の事項について、所要の検討を加え、一定の考え方、方針を示すことを目指している。

2. 主要分野等に関する考え方

当分科会では、医療、農業、環境を主要な検討分野として、WGで検討を重ねている。

日本の医療は、今日、様々な面で問題を抱えている。国民に対して、質が高く、安心、安全な医療を提供するとともに、そうした状況を実現することで、海外に対しても『開かれた医療』を提供

していくことが、日本の医療政策の責務と考える。当分科会では、『内外に開かれた医療』を実現する方向で、改革に対する考え方をとりまとめていく。

農業についても、様々な問題を抱えている。日本の農業を産業として強くするとともに、安心、安全な食料品の提供、自給率の向上を図るために、現在の生産法人や農地に関する規制・制度の迅速かつ確かな改革が必要である。また、農業全体に深く関わっている農協や系統金融機関のあり方についても、改革の余地があると認識している。

環境については、温暖化ガス削減に向けた日本の貢献を進めるために、自然エネルギーの利活用に資する方向で規制・制度の見直しを進めるべきと考える。また、環境対策や環境技術の向上は、日本の産業競争力強化にも資することから、この分野の規制・制度改革には積極的に取り組むべきと考えている。

上記3分野にとどまらず、都市開発、土地取引、運輸、金融等、あらゆる分野で現行の規制・制度の検証と、その結果として改革が急務の事案が数多く存在している。

3. 規制・制度改革全体に対する問題意識

現在、各省庁で規制・制度の自己評価作業を進めているが、その内容も踏まえつつ、今後の規制・制度改革のあり方、プロトコルについても考え方を整理する必要がある。

具体的には、以下のような点を想定している。

(1) 規制・制度の整理の仕方

- 規制・制度の整理の切り口（規制の目的、主体、手段等）。

(2) 規制・制度のチェック体制

- 規制・制度の見直しは各省庁に委ねるべきか。
- 別途の横断的なチェック体制・組織を設けるべきか。

(3) 改革のための基本ルール

- サンセット原則。
- 整合性原則（目的と手段）。
- ネットベネフィット原則（メリットとデメリット）。

(4) その他

そういうことで、この内容で今日、分科会の委員の皆さんの了解をいただきましたので、今、お話しした内容が分科会としての現状認識と、今日御報告の総括であります。

その上で、皆さんのお手元にも医療と農業と環境について、それぞれ検討項目の対処方針シートというものがあると思います。例えば資料1-3を見ていただきますと、これはグリーンイノベーションということですが、その検討項目については最初の「規制改革事項」というところに書いてあります。

一個一個見ていただいてもいいんですけども、お手元に別途一覧表がありますね。例えば環境のグリーンイノベーションというものと、資料1-2という1枚紙があります。それが

ら、資料1 - 1の検討の視点というものがあると思うんですけれども、お手元に御用意いただけますか。

これで3点セットです。検討の視点があって、一覧表があって、あと、個別の対処シートということになっています。したがって、個別の対処シートの中身についてはずっと読んでいただくと、それぞれの項目の最後に「対処方針」というものが書いてあります。例えばグリーンイノベーションの「再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し（小水力発電の導入円滑化）」については、4～5ページを見ていただきますと、そこに「対処方針」というものが書いてあって、読んでいただくと、その項目についてはどういう方向で対応すべきかということが書いてありますので、それぞれの項目について御確認ください。

ただ、今、この中間段階の検討状況ということで総括ペーパーをお示ししましたが、今日、皆さんにお示ししている内容は、ここまでの検討結果として、現状、こういうことであるということです。今後、ゴールデンウィーク明けに事務レベルでも、政務レベルでも、こういう対処方針でいかかかということで各省庁と折衝しますので、まとまるものもあればまとまらないものもありますし、それから、分科会でいろいろ議論をした視点とはまた別の視点でいろんな担当省庁や各方面からの意見も来るでしょうから、それらを踏まえて対処方針そのものも変わっていく可能性は勿論あります。しかし、おおむね、この中間段階の検討状況が分科会としての基本認識であることには変わりありません。

その上で、第1回目のときにもお話ししましたが、6月ぐらいを目途に全体的な最終報告は出させていただきたいと思っております。ただ、その最終報告の中には、ゴールデンウィーク明けの交渉の結果、このように最終的に決まりましたとあって対応がコンパウンドされるものから、政務レベルで今後検討を続けるという状況に置かれるものもあれば、更には、もう一回議論をしてみたら論点整理にとどめざるを得ないぐらいに両論があるというようなテーマも出てくると思います。いずれにしても、6月には最終報告をまとめさせていただきたいと思っております。

そのときに、さっきのこの総括ペーパーの中で申し上げた3点目、規制・制度改革全体に対する在り方とかプロトコルがどうあるべきなのかということも最終報告の中には盛り込む方向で、今、考えております。それはどういうことかといえば、規制や制度の改革というものが、それを所管している各省庁が的確かつ迅速に見直しができるれば、例えばこういう分科会も必要ないわけですね。ところが、なかなかそういう状況になっていないという中で、一体、規制や制度というものは何を契機に検証作業や見直しを行うべきなのかという、そのルールといいますか、プリンシプルが我が国は確立していないんです。したがって、そのこと自身を問題提起することも最終報告の一つの課題というふうに認識をしています。

あと、今の委員の皆さんの任期は7月までですから、6月の最終報告で事実上、一区切りつけていただいて、その後は選挙もありますし、選挙後の新しい体制をどうするかというのは現状では全く未定です。まずは、この6月の最終報告に向けて引き続き御尽力をいただくということになります。

参考情報として申し上げますと、各政党、参議院選挙に向けてマニフェストづくりに入っている

わけでありますが、現状は民主党と国民新党と社民党、この三党連立政権が政権をお預かりしているわけでありませけれども、このうち民主党としてはマニフェストの検討作業に入って、この規制改革についてもやっていることは皆さん御承知のとおりだと思います。したがって、この規制改革についての項目を検討している研究会が既に項目を発表していると思いますので、当然、政権与党の検討内容ですから、それを多少にらみながら、この分科会での検討も進むというふうにお考えいただければと思います。

冒頭、私の方からは以上です。まずは、全体に関わる質問があればお受けします。個別の項目についてマニアックな部分は、後で私がいなくなってから事務局の皆さんに是非聞いてください。

どうぞ。

記者 まず1つ確認なんです、項目数は付番されているものを数えると67でよろしいんでしょうか。

大塚副大臣 67でしたか。

後で確認してください(「67」で確認)。

記者 それと、総理も何回か言っていらっしゃったかと思うんですが、事業仕分け的な手法を使って規制を見直すということを書いていたと思うんですけども、この後、そういう事業仕分け的な、いわゆる公開の場に持ち込んでいくとか、どういう方向で最終結論にまで考えていらっしゃるのかを教えてください。

大塚副大臣 それは、第1回目のときに私の方からも申し上げましたが、必要に応じて規制仕分けのようなこともやる場合もあるということで、その状況は今も変わっていません。つまり、これから事務レベル、政務レベルでいろいろ議論を進めていきますけれども、折り合いがつくものはそれでいいですし、折り合いがつかないものについて、しかし、言われてみればなるほどと言って論点整理でとどめたり、あるいは参議院選挙後の再折衝に臨むとかというものもあると思います。

ただ、中には6月までに、この際、結論を出すべきだというようなものが出てくれば、それはそういう規制仕分け的な対応を図るものもあります。それを、どの項目をそうすべきかというのは、それは最終的には大臣の判断ですので、枝野大臣ともよく相談をして決めていくことになると思います。

どうぞ。

記者 あと、最終報告というのは行政刷新会議として出す形になるのか、分科会の最終報告として出す形になるのか、それはどちらでしょうか。

大塚副大臣 分科会としてです。分科会として最終報告を行政刷新会議にかける。それで、かけた後、行政刷新会議がどうするかというのは、それは副議長の枝野大臣の御判断ですから、私がここで申し上げられるのは、分科会としては出すというところまでです。

記者 それが6月目途ということでしょうか。

大塚副大臣 はい。

あとはいいですか。

どうぞ。

記者 これはたくさんの項目があって、以前の分科会の後の会見では重要なものに幾つか絞るといふうな、少なくともこれだけはやろうというものを絞るといふ御発言があったと思うんですけども、それはどれになるとかというものはわかりますか。この番号が若いほど重要ということではないんですか。

大塚副大臣 いや、そういうことではないです。ですから、それは多分、今の御質問の内容が規制仕分け、ないしは最終的な結論を得るべきものという区分けと多少コンフューズしている部分があると思うんですが、決して検討項目そのものを最初からごく少数に限るといふつもりはありませんので、現在、こうやって60近くが出されてやってきた。

その中で、中を見ていただくと、例えば平成22年中に検討を開始するとか、23年度中には結論を得るように頑張るとか、そうやって書いてあるものもあるわけです。そうしますと、それはそれで、検討を開始するということについては各役所が応じてくれればそれはそれでいいわけであって、最終的にこういう方向で臨むといふうにそこまで結論付けているものは、後で中身をよく見ていただくと、そうたくさんはないです。

それらについては、場合によっては、どうしても6月までにやはり方向感を出そうということになれば、それはさっき御質問があったような対応になるかもしれない。そういう関係といふうに理解してください。

記者 それで、今後の折衝というのは優劣をつけずに並行してやっていくというイメージなんですか。

大塚副大臣 基本的にはそうです。まずは、ゴールデンウィーク明けのスタートはそういうことです。

記者 ただ、成長戦略との絡みで最初にやってもらいたいものは仙谷大臣から指示があったかと思うんですけども、例えば医療ツーリズムに関するものとか、たしか、そういうものは先行してやってもらいたいという指示があったと思うんですが、そういうものも優劣はつかないんですか。

大塚副大臣 それも入っています。ですから、そもそも医療、農業、環境に絞っていること自体、そこでプライオリティーづけが行われているわけですから、それで、医療の中には当然、今の話も入っています。

そういう意味では、この総括ペーパーの2番目の最後にあるように、実はあらゆる分野で規制・制度改革が必要なんですけれども、成長戦略に関わる観点から、鳩山政権として重視しているのは医療、農業、環境なので、したがって、その分野のプライオリティーを高くして、こうして対応しているということです。

どうぞ。

記者 個別分野は後で伺いますが、今日のこの内容が発表されますと、農村などで動揺が走るといいますか、そういうことも考えられるような内容もあるかなと思われるんですが、その点は何かお考えはありますか。

大塚副大臣 いや、動揺が走るような内容はないと思います。むしろ、農業のことは、我々大変重視しているわけなので、動揺というよりも、むしろ、より農業が強くなる方向で真剣に対応して

いるというふうに御理解をいただけるものとは思っています。

記者 かなり去年の農地制度改革よりは踏み込んでいるような内容もあるように見受けられるんですけども、その点は大丈夫でしょうか。

大塚副大臣 ですから、今、まさしく御質問の背景にある問題意識そのものが規制・制度改革の難しさなんです。多分、ここに書いてある内容に賛意を示す人も、少し違うのではないかと思う人も、農業を強くしたいということは同じゴールを目指しているわけですね。農業を強くする上で、例えば農地政策が、ここに書いてある内容の方が強くすると考える人たちと、ここに書いてある内容をやられると逆に農業が困るというふうにお考えになるのか、まさしくそこが論点なわけですね。ですから、ここに書いてある内容で動揺が走るというのは、既にその段階で質問の背景に一定の価値観が含まれているわけで、そういうこと自身を我々はやはりきっちり整理して、そして、このカパーターの中で申し上げているように、目的と手段の整合性をちゃんと検証していかなければいけないということなんです。

農業を強くするという目的自身は共通しているわけなので、それに対する規制や制度、例えばAという規制や制度があったときに、そのAをAのままにしておくのがその目的に資するのか、いや、AはBに変える方が目的に資するのかという、そこの判断の問題なので、ですから、私たちとしては今回、こうやって御提示させていただいた内容で決して農業が困るというふうに思っているわけではないです。

それでは、どうぞ。

記者 最終報告に絡んでなんですが、これは数えたら67なんですが、このうち幾つぐらいを6月までに最終報告で結論を導きたいとかということは、何となしの数的なものはあるんでしょうか。

大塚副大臣 数的なものは、現状では定めていません。それはできるだけたくさんというところだと思います。

ただ、この分科会の法的な位置づけというものもよく御理解いただく必要があるんですが、この分科会は最終決定権限があるわけではないです。この分科会の委員は総理大臣が指名をした委員の皆さんですので、この成長戦略にとってプライオリティーが高いと思われる事項をまず洗い出しました。それで洗い出した結果として、これで方向感をお示しします。それで、お示したもののの中で、もし結論が得られるものが10でも15でもあった場合には、しかし、結論が出たからといって、それで何か法的措置が取られるわけではないですね。それはそこから先、それぞれの所管の官庁が法律なり政省令を見直すなりのことをやらないといけないわけですので、そこで、この分科会としての結論は総理大臣として尊重するということになるわけですから、参議院選挙の後、徐々に対応されていくという関係です。

ですので、数については、現時点では目標はありませんけれども、どのぐらい決着できるのかという見通し自身が、まずゴールデンウィーク明けの各省庁との交渉の中でだんだん見えてくるということだと思います。

記者 もう一つ、それに関連してなんですが、先ほども質問がありました事業仕分け的手法で、これは必ず何かしらやるという理解でよろしいんでしょうか。それでも、やらないかもしれないと

いう理解でよろしいのでしょうか。

大塚副大臣 必要があればやるという、最初からこの方針は首尾一貫しています。

記者 それで、やるとすれば、6月までの結論ということでしたら、いつごろやることになるのでしょうか。

大塚副大臣 やるとしたら、やはり5月下旬とか6月上旬とか、そのぐらいにやらないと。

ただ、くどいようですけれども、今の説明で皆さんのつくる議事の見出しが、規制仕分けは6月とかというのはおかしいわけですね。規制仕分けはやるとは言っていないわけですから、別にそういうことをやらずとも各省庁との話し合いで決まっていくのが一番あるべき姿だと思っていますのでね。

どうぞ。

記者 少し全体のことで、今回、いわゆる農業ワーキンググループですと、やはり農協、JA関係の項目というものが非常に多かったんですけれども、先ほどの言葉で言いますと、いわゆる農協関係の改革が農業を強くするためには必要だという観点でそういうことになったのかどうかということが1つです。

もう一つは、この連休明けから事務と、あとは政務の折衝が入るんですけれども、これは恐らくかなり断続的なものになると思うんですが、定期的に何かこういう形で折衝状況を報告してもらえようなこういう場を設けていただくことができるのかどうか。

この2点をお願いします。

大塚副大臣 2点目の方は、これは検討しますけれども、断続的にといってもなかなか、私と田村政務官もこればかりをやっているわけではないので、どういうタイミングでお話しできるかというのは今日の段階ではコミットできないですが、しかし、情報は提供させていただきたいと思しますので、それは事務局の方からまた、こういう場をどういう頻度で設定するかも含めて、クラブの方にお話をさせていただきたいと思えます。

それから、1点目ですけれども、それは御質問のとおり、農協や系統金融機関の在り方を改革すること自身が農業を強くすることになる面もあるということで、こういう現状認識に至っています。勿論、農協が大変、日本の農業や農村地域や農家にとって重要な存在であるというのは我々も認識しています。

しかし、そのときに素朴な問題意識として、この総括ペーパーの基本的認識のところをよく読んでいただくとそれに共通することが書いてあるんですが、つまり現状の農協を含めた農政に関わるさまざまな制度が非常にうまく機能しているということであれば、日本の農業はどんどん強くなって、農産物も競争力を増していなければならないわけですね。だけれども、現状、そういう状況になっていないということは、やはり何か工夫をすると改善し得る余地があるという大前提で考えていますので、御質問の内容についてはおっしゃるとおりですというのが我々の現状認識です。

どうぞ。

記者 できるだけ個別には後でということですが、医療で言いますと、最大のテーマとして混合診療の拡大という話があったと思うんですけれども、今まで安全性とか有効性がまだ確認

されていないものは、一応、これについては保険外併用療養の中で一定の定めがあったわけですが、今回、あえてそれを外してといいますか、緩くしてもいいのではないかというふうに結論付けられた理由はどの辺りにあるのか。

要するに、事後チェックということでこの辺の心配がないのか。例えば副作用とか重大な事故などがあつたときの責任とか、この辺についてはどういう形でカバーするという考えの下に、一応、これは中間的とはいいつつも、その結論を出したのかということです。

大塚副大臣 これは、例えばライフイノベーションのシートの を見ていただくと、結論というよりは、そもそも規制改革事項が保険外併用療養の範囲拡大と書いてあって、今でも個別の項目ではできるものもあるわけですね。ですからそれを、まさしく合理的な説明のつく範囲では拡大をしていくということであつて、今の結論と言いますと解禁というふうにとらえられがちな語感があるんですけども、そういうことではなくて、やはり混合診療については片方で、今、おっしゃるような問題点を指摘する声がある一方、もう片方では、日本では未承認だけれども、海外で承認されているような治療方法とか薬を使ってでも治療させてほしいという人たちもいる中で、これは必ずしもどちらが正しいと言い切れないテーマなんです。そういう意味では、少し範囲を拡大するという方向で検討を進めるべきだという判断に至つたということです。

そのことは、安心・安全な医療を提供するということと、質の高い医療を提供するという観点で、安心・安全という意味では、未承認というものは、今、御指摘のような懸念はある一方で、質の高いという意味では、抗がん剤などを取ってみても、海外でそれを使って現に効能が出ている薬を使えば、それは患者さんにとってはまさしく質が高いわけなんですけれども、日本では安全ではないからOKが出ないんですが、海外ではそれを安全だといって使っているわけですから、それを自分の判断と同意の下で使いたいという方々がいらっしゃれば、その自主的な判断まで制約をし得るものなのかどうなのかということの範囲は徐々に少し広げていくべきではないか。こういう判断なんです。

それと、今の点と、あとは経済成長ということとも関係があるんですけども、ほかの場面でも申し上げているので聞いていらっしゃる方もいると思いますが、日本の経済成長を考えると、現に需要の拡大している分野をいかに産業として発展させていくかということが重要で、需要のないところで幾ら産業政策をやってもGDPは増えないわけですね。わかりやすく言いますと、魚のいないところに釣りざおで糸を垂らしても魚は釣れないわけで、現に需要がある、魚影の濃いところに釣り糸を垂らしてこそ魚が釣れるわけですね。

そういう観点で言いますと、GDPの中で政府支出というコンポーネントは一貫して、この20年、増え続けているわけで、それは何かと云ったら、これは大半が政府の医療支出です。政府の医療支出がそれだけ増えているということは、医療に対する需要があるということであつて、しかし、その需要に向けた政府支出というものが最終的に国内からスピルオーバーして海外に出ているわけですね。それで、日本の医療機器や製薬メーカーが新しい医療技術や薬をせっかく開発してもなかなか認可されないというようなことがあるわけですから、そういう面で経済成長に資する面もある。

ただ、この分野はあくまで質の高い医療を提供するということと、安全・安心を追求するということが第一義的であって、成長のためにということではありませんので、そこは、それぞれプライオリティーづけは我々も誤解しないように対応しているつもりであります。

それでは、一番奥の方、どうぞ。

記者 この対処方針の中の言葉の使い方なんですけれども、平成 22 年度中措置とか、検討とか、検討着手、あと、結論というふうにならっているんですが、この措置というものは実施するという理解でいいのか。この辺の使い方の違いというものを御説明いただければと思います。

大塚副大臣 措置というものは、具体的に措置するということです。

記者 いわゆる実施するということですか。

大塚副大臣 そうです。ですから、そういう方向でやってくださいということですね。でも、それをこれから各省庁とやるわけですから、皆さんが記事を書かれるときの見出しが、これは私がお願いをするのも変な話ですけども、政府方針決定と言うと、これは誤報なわけです。そうではなくて、分科会として、平成 22 年度に措置するのが望ましいと思って、今回、この中間段階の認識を各省庁にお示しし、合意に至ればまさしく政府の方針決定ということですので、現状はあくまで分科会としての認識ということですので、その点だけよろしくお願いします。

あとはいいですか。

それでは、あとは済みませんが、個別の項目については事務局から聞いてください。

どうもありがとうございました。